

日本応用糖質科学会 東日本支部 若手奨励賞授賞細則

(総則)

1. 日本応用糖質科学会東日本支部若手奨励賞（以下、「若手奨励賞」という。）の授賞および若手奨励賞選考委員会の運営については、日本応用糖質科学会東日本支部（以下、「本支部」という。）若手奨励賞授賞規定およびこの細則の定めるところによる。

(募集および推薦)

2. 若手奨励賞の授賞候補者は、本支部 Web サイト等で公表される募集要領にしたがって本支部理事等により推薦されるものとする。

(選考および選考委員会)

3. 日本応用糖質科学会学会誌（和文誌または英文誌）に、第一著者として1報以上の論文を発表したもの、または日本応用糖質科学会大会、シンポジウム等にて3回以上の発表を行ったものを授賞対象者とする。
なお、上記のシンポジウム等とは、日本応用糖質科学会およびその支部が主催または共催するシンポジウムとする。
4. 受賞者は、若手奨励賞選考委員会において選考され本支部理事会の議をもって決定される。受賞者には、賞状および副賞を贈る。受賞者への副賞は、本支部理事会において決定する。
5. 若手奨励賞選考委員会は、提出された若手奨励賞候補者推薦書、若手奨励賞候補者推薦理由書、対象となる業績に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。
6. 若手奨励賞選考委員会の選考委員の任期は、1年とする。但し、本支部理事の在任期間を越えない範囲とし再任は妨げない。
7. 受賞者の選考後、若手奨励賞選考委員会は速やかに受賞者および授賞理由を本支部理事会に報告する。本支部理事会は選考委員会での選考をもとに、受賞者を決定し、受賞者に通知後、選考委員名とともに選考年の本支部シンポジウムにて公示する。
8. 受賞者は、原則として選考年の東日本支部シンポジウムで受賞講演を行うものとする。受賞講演に係る旅費等は、本支部予算をもってあてる。

(その他)

9. 本細則は本支部理事会の承認を経て改正する。

付則 この細則は、平成28年1月1日から施行する。